消防計画作成例　≪小規模≫（飲食店等）

**○○（店名等）消防計画**

**第１章　総　則**

**（目的）**

**第１条**　この計画は、火災等の災害の予防及び人命の安全確保並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

**（適用範囲）**

**第２条**　この計画は、当該事業所に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

**（管理権原者）**

**第３条**　管理権原者は、　店名○○　の防火管理業務について、全ての責任を持つものとする。なお、階段や通路等の共用部分等の管理についても、責任を持つ。

（２）管理権原者は、この計画の作成及び実行に関する全ての権限を持って業務を行う。

**（防火管理者）**

**第４条**　防火管理者は、この計画の作成及び実行に関する全ての権限を持って業務を行う。

**（消防機関への報告、連絡）**

**第５条**　管理権原者又は防火管理者等は、次の各号について消防機関へ報告、届出及び連絡を行う。

1. 防火・防災管理者選任（解任）届出
2. 消防計画作成（変更）届出
3. 消防訓練実施の届出
4. 消防用設備等特殊消防用設備等点検結果報告
5. 防火対象物点検報告
6. その他

千葉市火災予防条例等に基づく届出、点検報告に係る改修（計画）報告書

**（防火管理維持台帳の作成及び保管）**

**第６条**　防火管理者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書

類等を防火管理維持台帳を作成し、保管する。

**第２章　日常における火災予防**

**（火災予防上の自主検査等）**

**第７条**　自主検査等は、火元責任者又は防火管理者が指定する者が、別表１及び別表２に基づき実施する。

（２）検査実施者は、検査の結果を定期的に防火管理者に報告すること。

**（消防用設備等の自主点検及び法定点検）**

**第８条**　消防用設備等の自主点検及び法定点検は、下表に定める時期に実施する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 消防用設備等 | 自主点検実 施 月 | 法定点検実施月 |
| 機器点検 | 総 合 点 検 |
| 消火器 | 月・　月 | 月・　月 |  |
| 自動火災報知設備 | 月・　月 | 月・　月 | 月 |
| 避難器具（　　　） | 月・　月 | 月・　月 | 月 |
| 誘導灯 | 月・　月 | 月・　月 |  |
|  | 月・　月 | 月・　月 | 月 |

（２）防火管理者は、法定点検実施時に立ち会わなければならない。

（３）自主点検は、別表３のとおり確認する。

（４）防火管理者は、管理権原者に報告し、不備事項については、改修しなければならない。

（５）点検結果の記録は、防火管理台帳に編冊しておくこと。

（６）消防用設備等の法定点検の結果は、１年に１回消防署長に報告しなければならない。

**第３章　遵守事項**

**（従業員等の遵守事項）**

**第９条**　全従業員は、火災予防及び火災発生時の避難確保のために、次の事項を遵守しなければならない。

（１）避難口、廊下、階段、通路等には、避難障害となる設備を設けたり、物品（ビールケース、料理の材料等）を置かない。

（２）防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないこと。

（３）喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。

（４）吸殻は、燃えるゴミと一緒にしないように分別処理をする。

（５）燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近し

て使用しない。

（６）厨房内は常に整理整頓し、天蓋、ダクト、グリスフィルター等は定期的に清掃

する。

（７）工事を行うときは、防火管理者を通じて、工事中の防火安全対策を樹立する。

**（防火管理者等の遵守事項）**

**第１０条**防火管理者は、次の事項を遵守しなければならない。

（１）収容人員の管理

（２）工事中の安全対策

　　　防火管理者は、工事を行うときは、必要に応じて消防機関に工事中の消防計画の届出を行うとともに、工事中は防火上の安全対策を確認する。

　　　また、防火管理者は、工事人に対し、次の事項を周知し遵守させる。

ア　溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。

イ　工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。

ウ　火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期に防火管理者に報告させること。

エ　危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の了承を受けること。

オ　放火を防止するために、資器材等の整理整頓をすること。

カ　その他

**第４章　自衛消防組織等**

**（自衛消防組織）**

**第１１条**自衛消防組織の編成は、別表４のとおりとし、見やすい位置に掲示するものとする。

**（避難経路図等）**

**第１２条**　自衛消防隊長は、人命安全を確保するため消防設備等の設置及び屋外へ通じる避難経路を明示した別図１により、避難経路図を作成し、全従業員に周知するとともに、見やすい場所に掲示しなければならない。

**第５章　震災対策**

**（日常の震災対策）**

**第１３条**　防火管理者は、地震時の災害を防止するため、日頃から備品、物品の転倒、落下防止措置を講じ、負傷又は避難に支障とならないようにしておくこと。

（２）地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とし、揺れが収まった後、火気使用設備・器具等の直近にいる従業員等は、元栓、器具栓を閉止又は電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認し、防火管理者へ報告する。

（３）避難誘導は、協議事項に基づき、各事業所の避難誘導係と協力して行うこと。

**第６章　教育訓練**

**（防火・防災教育の実施時期等）**

**第１４条**　防火管理者等は、従業員等に対して計画的に防火・防災教育を行う。

（２）防災教育の内容は、おおむね次の各号に掲げるものとする。

　　　ア　消防計画について

　　　イ　従業員等の遵守事項

　　　ウ　火災発生時及び地震発生時の対応について

　　　エ　その他火災予防上必要な事項

**（消防訓練の実施時期等）**

**第１５条**　防火管理者は、次により消防訓練を実施する。

（１）総合訓練　　○月、○月

（２）部分訓練　　○月、○月

２　部分訓練（消火訓練、避難訓練及び通報訓練）を年２回以上、総合訓練を年１回以上実施する。

３　その他の訓練（安全防護及び応急救護訓練等）については、必要に応じて実施する。

４　防火管理者は、消防訓練を実施しようとするときは、消防訓練実施届出書により、消防訓練実施の３日前までに管轄の消防署（千葉市○○○消防署長）へ届出をする。

５　全体の消防訓練に基づくビル全体で実施する訓練に参加する。

**第７章　防火管理者の一部委託**

**（防火管理業務の一部委託）**

**第１６条**　防火管理に関する業務の一部を別表５のとおり　（委託者）　に委託する。

**付　　則**

この消防計画は、　　　年　　月　　日から施行する。

|  |
| --- |
| 別表１　　　　　　　 日常の火災予防の担当者と日常の注意事項 |
| 防　　火　　管　　理　　者 | 　役職・氏名　　　店長　○○　○○　　　　　　　　 |
| 防火担当責任者 | 火元責任者 | 防火担当責任者 | 火元責任者 |
| 担当区域 | 氏　　　名 | 担当区域 | 氏　　名 | 担当区域 | 氏　　　名 | 担当区域 | 氏　　名 |
| ２階厨房 | ○○　○○ | ２階厨房 | ○○　○○ |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 担　当　者　の　任　務 |
| 防火管理者 | ・当該施設の防火管理業務の統括責任者・防火担当責任者と火元責任者に対し指導監督を行う。 |
| 防火担当責任者 | ・担当区域の火災予防について責任を持つとともに、火元責任者に対し指導監督を行う。・防火管理者の補佐を行う。 |
| 火元責任者 | ・担当区域の火災予防について「自主検査チェック表」などに基づきチェックし、防火管理者に報告する。 |
| 従業員等の注意事項 |
| 　１　消火器などが設置してある場所や階段、通路、出入口などの周辺には物品を置かないこと。　２　防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。　３　火気設備器具の周辺は、よく整理整頓して、燃えるものを接して置かないこと。　４　休憩室、事務室などから最後に出る人は、必ず火の始末をすること。　５　従業員等の喫煙は、指定された場所で行い、必ず吸殻入れを用いて喫煙すること。　６　死角となる廊下、階段室、トイレなどに燃えるものを置かないこと。　７　危険物品等を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。　８　異常事態が発生したときは、必ず防火管理者に報告すること。　９　喫煙場所などの吸殻入れ、通路のゴミ入れを確認するほか、吸殻は不燃性の蓋付き水入り容器に入れるなどして処分すること。　10　建物内外の整理整頓を行い、ゴミやダンボール箱など燃えやすいものは、決められた時間以外は、外に出さないこと。　11　電気、ガスなどの火気設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。　12　火元責任者は、担当区域の火気の状況を責任を持って管理すること。　13　その他 |
|  | （１）お客が吸ったたばこは、完全に消して、指定の場所に捨てること。 |  |
|  | （２）シンナーや塗料など火災予防上危険な物品は、持ち込ませない。 |  |
| （３）揚げ物等の調理を行っている場合は、調理担当者は絶対に持ち場を離れない。 |  |
|  |  |  |
|  |  |

|  |
| --- |
| 別表２　　　　 自主検査チェック表（日常）「火気関係」　　　　　　　　　　月　 |
| 実施責任者 | 火元責任者　○○　○○ | 担当区域 | 　　２階○○店内 |
| 日 | 曜　　日 | 実　施　項　目 |
| 吸殻の処理 | 終業時の火気の管理 | コンロ等の周囲の清掃 | 電源の遮断の確認 | 火気設備器具の異常の確認 | 電気器具の配線老化・損傷 | 共用部分の可燃物の有無等 |
| １１ | 月 |  |  |  |  |  |  |  |
| ２ | 火 |  |  |  |  |  |  |  |
| ３５ | 水 |  |  |  |  |  |  |  |
| ４ | 木 |  |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ６７ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 21 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 27 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 28 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 29 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 30 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 31 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  (備考)　不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。 (凡例)　○…良　　×…不備・欠陥　　△…即時改修 | 防火管理者確認 |  |
|  |

|  |
| --- |
| 別表３　　　　　 　　　消防用設備等自主点検チェック表 |
| 実施設備 | 確認箇所 | 点検結果 |
| 　消火器（　　年　月　日実施） | (1)　設置場所に置いてあるか。(2)　消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。(3)　安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。(4)　ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。(5)　圧力計が指示範囲内にあるか。 |  |
| 　自動火災報知設備（　　年　月　日実施） | (1)　表示灯は点灯しているか。(2)　受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。(3)　用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。(4)　感知器の破損、変形、脱落はないか。 |  |
| 　放送設備（　　年　月　日実施） | (1)　電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。(2)　試験的に放送設備により、放送ができるかどうか確認する。 |  |
| 　避難器具（　　年　月　日実施） | (1)　避難に際し、容易に接近できるか。(2)　格納場所の付近に物品（ビールケース、料理の材料）等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。(3)　開口部付近に物品等が置かれ、開口部をふさいでいないか。(4)　降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。(5)　標識に変形、脱落、汚損がないか。 |  |
| 　誘導灯（　　年　月　日実施） | (1)　改装等により、設置位置が不適正になっていないか。(2)　誘導灯の周囲には､間仕切り､衝立､ロッカー等があって､視認障害となっていないか。(3)　外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。(4)　不点灯、ちらつき等がないか。 |  |
| 検査実施者氏名 | 　　　　　　　　　　 | 防火管理者確認 |  |
| 別表４　　　　　　　　自衛消防隊の編成と任務（平常時） |
| 　　自衛消防隊長　　　　　　　　　　(防火管理者)　　自衛消防副隊長　　　　　　　　　（隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。） |
| 本部隊の編成（平常時） | 平常時の任務 |
| 指揮班 | 　　　　　　　　　　 | １　隊長、副隊長の補佐２　自衛消防本部の設置３　命令の伝達並びに情報の収集４　消防隊への情報の提供並びに災害現場への誘導５　その他指揮統制上必要な事項 |
| 通報連絡班 | 　　　　　　　　　　 | １　消防機関への通報並びに通報の確認２　館内への非常通報並びに指示命令の伝達３　関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。） |
| 消火班 | 　　　　　　　　　　 | １　出火階に直行し、消火器又は屋内消火栓等による消火作業に従事２　消防隊との連携及び補佐 |
| 避難誘導班 | 　　　　　　　　　　 | １　出火階並びに上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達２　非常口の開放並びに開放の確認３　避難上障害となる物品の除去４　逃げ遅れの確認及び本部への報告５　必要に応じて、防火戸等を活用し、防火区画の構築 |

|  |
| --- |
| 別表５　　　　　　　　　　防火管理業務の一部委託状況表　　　　　（　　　年　月　日現在） |
| 防火対象物名称 |  | 再受託者の有無 |
| 管理権原者氏名 |  | □　無し□　一部有り□　全部 |
| 防火管理者氏名 |  |
| 受託者の氏名及び住所等 |  |
| 〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕 | 受託者が再委託する場合記入 |
| 氏　　名（名　称）住　　所（所在地）電　話　番　号担　当　事　務　所電　話　番　号〔教育担当者講習　　　修了者氏名〕 〔講習修了証番号〕〔教　育　計　画〕 |  |  |
| 　　　　　　　　　 | 常　駐　方　式 | 範　　　　囲 | □　火気使用箇所の点検監視業務□　避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□　火災が発生した場合の初動措置　□初期消火　　　□通報連絡　　　□避難誘導　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）□　周囲の可燃物の管理□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | □　同左□　同左□　同左　□初期消火　□通報連絡　□避難誘導　□その他（　　）□　同左□　その他（　　） |
| 方　　法 | 常駐場所常駐人員委託する防火対象物の範囲委託する時間帯 |  |  |
| 巡　回　方　式 | 範　　　囲 | □　巡回による火気使用箇所の点検等監視業務□　火災が発生した場合の初動措置　□初期消火　　□通報連絡　　□その他（　　　　）□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | □　同左□　同左　□初期消火　□通報連絡　□その他（　　　　　　　　）□　その他（　　　　　　　　） |
| 方　　法 | 巡回回数巡回人員委託する防火対象物の区域委託する時間帯 |  |  |
| 遠 隔 移 報 方 式 | 範　　　囲 | □　火災異常の遠隔監視及び現場確認業務□　火災が発生した場合の初動措置　□初期消火　　□通報連絡　　□その他（　　　　）□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | □　同左□　同左　□初期消火　□通報連絡　□その他（　　　　　　　　）□　その他（　　　　　　　　） |
| 方　　法 | 現場確認要員の待機場所到着所要時間委託する防火対象物の区域委託する時間帯 |  |  |

|  |
| --- |
| 別図１　　　避難経路図 |